

宮津市公報

令和6年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	1
4 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2
5 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	2
6 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	2
7 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3
8 宮津市漁港管理条例の一部を改正する条例	4
9 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	5
10 宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5
11 宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例	5
12 宮津市立小学校条例の一部を改正する条例	5
13 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	5
14 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
15 宮津市市税条例の一部を改正する条例	6
16 宮津市市税条例の一部を改正する条例	7
17 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13

規 則

1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	14
2 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則	14
3 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則	15
4 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	15
5 宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則	17
6 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	17
7 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	18
8 宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	18
9 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	19
10 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	20

告 示

10 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	20
14 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱	21
15 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	21
16 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（大島自治会）	21
17 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中野自治会）	22
18 宮津市森林整備計画の一部変更	22
19 市道路線の廃止	22
20 宮津市民体育館の利用料金の承認	22
21 宮津運動公園の利用料金の承認	24
22 宮津市海洋釣り場の利用料金の承認	25
23 宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	25

24 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	26
25 宮津市高齢者世帯浄化槽排水設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	27
26 宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱	27
27 宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱	28
28 宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱等を廃止する要綱	29
29 宮津市集落支援員設置要綱	29
30 宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	30
31 宮津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱	30
32 与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	30
33 寄附金に係る指定納付受託者の指定	31
34 寄附金に係る指定公金事務取扱者の指定	31
35 天橋立ターミナルセンター使用料に係る指定公金事務取扱者の指定	31
36 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	31
37 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	32
38 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	32
39 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	33
40 市府民税等に係る指定公金事務取扱者の指定	34
41 宮津市休日応急診療所における診療費等に係る指定公金事務取扱者の指定	34
42 宮津市由良診療所における手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	35
43 宮津市宮天橋立駐車場使用料に係る指定公金事務取扱者の指定	35
44 宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料に係る指定公金事務取扱者の指定	35
45 宮津市史等頒布収入に係る指定公金事務取扱者の指定	35
46 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任	36
47 令和6年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳の登録	38
48 令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	38
49 宮津市海洋つり場の指定管理者の代表者の変更	38
50 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(小寺自治会)	39
51 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(波路自治会)	39
52 宮津市人材育成事業補助金交付要綱を廃止する要綱	39
53 宮津市地域会議等活動支援事業補助金交付要綱	40
54 宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	41
55 宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	41
56 宮津市こども家庭センター設置要綱	42
57 宮津市1か月児健康診査費用助成事業実施要綱	42
58 宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱	43

訓 令

1 宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程	45
2 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	45
3 宮津市職員服務規程の一部を改正する規程	45
4 宮津市広報事務取扱規程を廃止する規程	45

公 告

12 農用地利用集積計画の縦覧	46
13 任期付職員採用試験合格者	46
14 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	46
15 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(麻疹・風しん)	48
16 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(日本脳炎)	49
17 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒブ感染症)	50
18 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(小児の肺炎球菌感染症)	51

19 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒトパピローマウイルス感染症）	52
20 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	53
21 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	54
22 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ロタウイルス感染症）	55
23 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	56
24 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	58
25 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）	58

—— 水 道 企 業 ——

《規 程》

1 宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程	60
----------------------------------	----

《上下水道告示》

3 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定	60
4 宮津市水洗便所改造資金融資要綱を廃止する要綱	60

—— 議 会 ——

《規 則》

1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則	60
-----------------------	----

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

1 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則	64
2 宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則	64
3 宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則	64
4 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則	65
5 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則	65

《告 示》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	65
5 宮津市教育委員会定例会の招集	65
6 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	65
7 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	66
8 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認	66
9 宮津市中央公民館の利用料金の承認	67
10 みやづ歴史の館の利用料金の承認	68

《訓 令》

1 宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程	71
2 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	72
3 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程	72
4 宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する要領	73

—— 監 査 委 員 ——

《監査公表》

97 定期監査結果に基づき講じた措置事項の公表	73
-------------------------	----

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

3 宮津市農業委員会定例総会の招集	80
-------------------	----

条 例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第1号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1の1の項中「宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）による」を削り、同表2の項中「身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）による」を削り、同表3の項中「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める」を削り、同表4の項中「宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）による」を削り、同表5の項中「宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による」を削り、同表6の項中「宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）による」を削り、同表7の項中「老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）による」を削る。

別表第2の6の項中「宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱による」を削り、同表7の項中「身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱による」を削り、同表10の項及び11の項中「宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による」を削り、同表12の項中「宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱による」を削り、同表13の項中「老人医療費の支給に関する条例による」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。

＊ ＊ ＊

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「及び期末手当」を「、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 3 号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「360人」を「310人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「310人」を「260人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 5 号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 6 号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「36,030円」を「30,990円」に改め、同項第 2 号中「56,050円」を「47,950円」に改め、同項第

3号中「60,050円」を「50,900円」に改め、同項第4号中「68,060円」を「62,700円」に改め、同項第5号中「80,070円」を「73,770円」に改め、同項第6号中「96,080円」を「88,520円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第7号中「108,090円」を「99,590円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第8号中「136,110円」を「125,400円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第9号中「140,120円」を「129,090円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第10号中「152,130円」を「140,160円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第11号中「164,140円」を「151,220円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第13号イ若しくは第14号イ」を加え、同項第12号中「176,150円」を「162,290円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ若しくは第14号イ」を加え、同項第13号中「180,150円」を「173,350円」に改め、同号を同項第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 165,970円

ア 合計所得金額が800万円以上900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 169,660円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,020円」を「18,450円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「36,030円」を「33,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「56,050円」を「50,530円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

附則第13条第1項中「令和5年4月1日以降」を「令和5年4月1日から令和6年5月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

＊ ＊ ＊

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第7号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5.0」を「5.5」に改める。

第4条中「26.8」を「30.9」に改める。

第5条中「23,700円」を「25,200円」に改める。

第5条の2第1号中「15,500円」を「16,700円」に改め、同条第2号中「7,750円」を「8,350円」に改め、同条第3号中「11,625円」を「12,525円」に改める。

第6条中「2.4」を「2.6」に改める。

第7条中「12.4」を「14.0」に改める。

第7条の2中「10,900円」を「11,400円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,700円」に改める。

第8条中「2.2」を「2.3」に改める。

第9条中「16.9」を「16.8」に改める。

第9条の2中「12,300円」を「12,400円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,590円」を「17,640円」に改め、同号イ(ア)中「10,850円」を「11,690円」に改め、同号イ(イ)中「5,425円」を「5,845円」に改め、同号イ(ウ)中「8,138円」を「8,768円」に改め、同号ウ中「7,630円」を「7,980円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「5,320円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,660円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「3,990円」に改め、同号オ中「8,610円」を「8,680円」に改め、同項第2号ア中「11,850円」を「12,600円」に改め、同号イ(ア)中「7,750円」を「8,350円」に改め、同号イ(イ)中「3,875円」を「4,175円」に改め、同号イ(ウ)中「5,813円」を「6,263円」に改め、同号ウ中「5,450円」を「5,700円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「3,800円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「1,900円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「2,850円」に改め、同号オ中「6,150円」を「6,200円」に改め、同項第3号ア中「4,740円」を「5,040円」に改め、同号イ(ア)中「3,100円」を「3,340円」に改め、同号イ(イ)中「1,550円」を「1,670円」に改め、同号イ(ウ)中「2,325円」を「2,505円」に改め、同号ウ中「2,180円」を「2,280円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,520円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「760円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「1,140円」に改め、同号オ中「2,460円」を「2,480円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第8号

宮津市漁港管理条例の一部を改正する条例

宮津市漁港管理条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第11条第1項中「ものは」を「者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は」に改め、同項ただし書中「同条第4項に規定するもの」を「法第39条第4項に規定する者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 9 号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 その他住宅の項の表日ヶ谷団地の項及び柳縄手団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 10 号

宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第 3 項第 2 号中「502.7 ヘクタール」を「505.5 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「12,905 人」を「12,077 人」に改め、同項第 4 号中「9,219 立方メートル」を「9,613 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 11 号

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 36 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市立小学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 12 号

宮津市立小学校条例の一部を改正する条例

宮津市立小学校条例（昭和 39 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表養老小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「51,600円」を「55,200円」に改め、同条第2号中「55,200円」を「60,000円」に改め、同条第3号中「36,000円」を「39,600円」に改め、同条第4号中「58,800円」を「63,600円」に改める。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第14号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第38号中「28,100円」を「28,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附

則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第3条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第16号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第54条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第119条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第119条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第4条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第2条の4第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、前条及び附則第6条第5項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の6第2項、第50条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第50条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第4

条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第43条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第42条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第42条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第42条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第50条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第50条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特

別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第50条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第50条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者

の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第50条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第50条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第50条の5第2項の規定により読み替えられた第50条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第50条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」と

あるのは、「附則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
5 令和6年度分の個人の市民税につき第50条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第2条の4第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び附則第6条第5項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第5条第2項中「前条」を「附則第4条の4」に改め、同条第3項中「第35条の8第1項」の次に「、附則第4条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第35条の8第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第4条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第5条第2項及び」と、前条中「附則第4条の4及び」とあるのは「附則第4条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第6条の3第19項を削り、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第6条の3第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項の次に次の1項を加える。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の4第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第8条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第12条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第12条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第13条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則

第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の2の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第17号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第23条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 公益的法人等（第2条関係）

区分	名称
一般社団法人又は 一般財団法人	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部
	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター
	公益財団法人宮津市民実践活動センター

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第2号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例第7条に規定するセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週木曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第3号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食費徴収条例施行規則（平成30年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「270円」を「290円」に、「315円」を「340円」に、「195円」を「210円」に、「22円」を「23円」に、「173円」を「187円」に、「315円」を「340円」に改める。

第7条第1項中「4,300円」を「4,600円」に、「4,600円」を「5,000円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「4,900円」を「5,300円」に改め、同条第2項中「315円」を「340円」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における学校給食費の精算及び調整に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「小学校にあっては290円、中学校にあっては340円、幼稚園にあっては210円（主食費を23円とし、副食費を187円）」とあるのは「小学校にあっては250円、中学校にあっては290円、幼稚園にあっては180円（主食費を20円とし、副食費を160円）」とする。
- 5 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における学校給食費の納入に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「4,600円」とあるのは「4,000円」と、「5,000円」とあるのは「4,300円」と、「3,300円」とあるのは「2,800円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条1項及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

————— * * * —————

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第4号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第18条」を「第17条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 給与条例第5条第2項の規則で定める1年間は、昇給日の属する年度の前年度1年間とする。

第14条中「第18条」を「第17条」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条を次のように改める。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第15条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 SS
 - (2) 勤務成績が特に良好である職員 S
 - (3) 勤務成績が良好である職員 A
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 B
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 C
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 市長の定める事由以外の事由によって第13条第2項に規定する期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該期間の末日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） B
 - (2) 市長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 C
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（SS及びSの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 4 条例第5条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第6に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長の定める職員にあつては、市長の定める号給数）とする。
- 6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日に当該職員が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に当該職員が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第16条を削る。

第17条中「年齢は、55歳とする。ただし、現業職員にあつては」を「職員は、現業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）とし、同項の規則で定める年齢は」に改め、同条を第16条とする。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第21条中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1の4級の項中「課長補佐」を「主幹、課長補佐」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の表を加える。

別表第6（第15条関係）

昇給号給数表

昇給区分	SS	S	A	B	C
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	4以上	2	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第4項の規定の適用を受ける職員以外の

職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第5号

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号及び第15条第2項中「派遣され」を「派遣（公益的法人等派遣条例第4条の規定により、通勤手当が支給される場合を除く。）され」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第6号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「。以下同じ」を削り、同条第6号中「無給公益的法人等派遣職員（」及び「をいう。）」を削り、同条第7号中「（以下「自己啓発等休業」という。）」を削る。

第5条第2項第3号中「自己啓発等休業をしている」を「第1条第7号に掲げる」に改める。

第6条の3第1項中「第20条第5項」を「第20条第6項」に、「別表第4」を「別表第1」に改め、同条第2項中「第20条第5項」を「第20条第6項」に改める。

第7条第2号中「第4号」の次に「、第6号」を加え、同条第4号を削る。

第10条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第11条第2項中「（公益的法人等派遣職員であった期間にあっては、これらに相当する期間）」を削り、同項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第7号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条の3関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
教育職給料表	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の10以内で任命権者が定める職員に限る。

別表第2（第10条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90

4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

別表第 3（第 14 条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

別表第 4 を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 7 号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し及び同条第 2 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第 4 項中「第 20 条第 1 項後段」の次に「及び条例第 20 条の 2 第 1 項後段」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 8 号

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会に対する事務委任規則（平成 9 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 市内の高校との連携及び協働の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 9 号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表企画財政部の部企画課の項を次のように改める。

企画課	企画政策係 文化スポーツ振興係
-----	-----------------

第 2 条の表企画財政部の部企画課の項の次に次のように加える。

移住定住・魅力発信課	移住定住促進係 魅力発信係
------------	---------------

第 2 条の表健康福祉部の部社会福祉課の項を次のように改める。

社会福祉課	地域福祉係 障害福祉係 生活支援係
-------	-------------------

第 2 条の表健康福祉部の部社会福祉課の項の次に次のように加える。

子ども未来課	子ども福祉係 子育て応援係
--------	---------------

第 3 条第 2 項中「次長」の次に「又は主幹」を加える。

第 4 条中第11項を第12項とし、第 3 項から第10項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 主幹は、所属部長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。

第 8 条中企画課移住定住・魅力発信係の項を削り、企画課文化スポーツ振興係の項の次に次の 2 項を加える。

移住定住・魅力発信課

移住定住促進係

- (1) 関係人口の創出及び拡大に関すること。
- (2) 移住及び定住に関すること。
- (3) 空家対策に関すること。
- (4) 大学及び地域との連携推進及び人財づくりに関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

魅力発信係

- (1) シティプロモーションに関すること。
- (2) 広報及び広聴並びに情報発信に関すること。
- (3) ふるさと納税に関すること。

第 8 条財政課資産活用係の項第 6 号中「丹後地区土地開発公社」を「宮津市土地開発公社」に改める。

第10条社会福祉課地域福祉係の項第 7 号中「福祉医療」の次に「（子育て支援医療及びひとり親家庭医療を除く。）」を加える。

第10条中社会福祉課子育て支援係の項を削り、社会福祉課生活支援係の項の次に次の 2 項を加える。

子ども未来課

子ども福祉係

- (1) 保育所その他児童福祉関係公共施設に関すること。
- (2) 放課後における児童の健全な育成に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

子育て応援係

- (1) 子ども・子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭及び寡婦福祉に関すること。

(5) 子育て支援医療及びひとり親家庭医療に関すること。

(6) 家庭相談に関すること。

第10条社会福祉課健康増進係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第11条農林水産課農林水産係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。

第11条農林水産課産業基盤係の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 市有林・分収林に関すること。

(5) 財産区に関すること。

第12条都市住宅課都市計画係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 開発行為に関すること。

第12条都市住宅課建築住宅係の項第5号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院」に改める。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「177,950円」に、「75,290円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「88,980円」に、「37,600円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住 所 <省 略>

氏 名 関 昌 幸

3 変更年月日 令和6年3月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和6年3月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

＊ ＊ ＊

宮津市告示第14号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱（平成19年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下第3条において同じ」を削る。

第3条中「検査項目に応じて市長が別に定める額」を「受診日における市と一般社団法人京都府医師会及び公益社団法人京都府助産師会との間で締結する妊婦健康診査業務に係る委託契約に定める検査項目に応じた委託単価」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第15号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和6年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 宮津市海洋つり場（宮津市字小田宿野816番地の1地先）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 小田宿野自治会

代表者 会長 飯 尾 浩 行

所在地 <省 略>

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のと

おり告示する。

令和6年3月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 藪 仲 眞
- 3 変更年月日 令和6年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和4年6月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 中野自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 山 崎 学
- 3 変更年月日 令和6年3月10日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、宮津市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、令和6年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）において縦覧に供する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

＊ ＊ ＊

宮津市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和6年3月28日から令和6年4月10日まで縦覧に供する。

令和6年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
小学校	宮津市字中野小字焼燈籠753番2 宮津市字大垣小字西光寺10番	—

＊ ＊ ＊

宮津市告示第20号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
	部分使用	競技場の2分の1を 使用する場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円
		競技場の4分の1を 使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
		剣道場	940円	1,880円	2,300円	4,710円
		柔道場	940円	1,880円	2,300円	4,710円
		多目的練習場	1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
		トレーニング室（1人につき）	310円	310円	310円	—
		会議室	620円	830円	1,040円	2,300円
		健康体力相談室	410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券（11回）	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
剣道場	冷 房 料	1時間につき 410円
	暖 房 料	1時間につき 410円
柔道場	冷 房 料	1時間につき 410円
	暖 房 料	1時間につき 410円
会議室	冷 房 料	1時間につき 310円
	暖 房 料	1時間につき 310円

備考 柔道場及び剣道場の冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき410円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

会議室の冷暖房装置を使用する場合には、1時間につき310円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

(3) 付属設備利用料金

区 分		単 位	利用料金	備 考
移動ステージ		一式 一日につき	20,950円	
バレーボール競技用具		1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具		1組 1日につき	200円	
テニス競技用具		1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具		1組 1日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具		1組 1日につき	200円	
卓球競技用具		1組 1日につき	200円	
放送設備		一式 1日につき	1,570円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル		1枚 1日につき	100円	
コインロッカー		1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンター	1台 1日につき	200円	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	200円	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	200円	
温水シャワー		1回	100円	
ジェットヒーター		1台 1時間につき	550円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー、温水シャワー及びジェットヒーターを除く。)

2 適用年月日

令和6年4月1日

* * *

宮津市告示第21号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
施 設	宮津市民球場	1 面	1 時間	1,880円
	宮津市民グラウンド	全 面	1 時間	620円
		1 / 2 面	1 時間	410円
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	520円
		第 2	1 面	210円

1 定期利用団体に登録した団体（1か月間の使用回数が概ね3回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体等をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10

分の8とする（第2テニスコート除く。）。

（注）営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区分			使用の単位		利用料金の額
付 属 設 備	宮津市民球場付属電気施設		一式	1 時間	410円
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,180円
			南面	1 時間	2,300円
			北面	1 時間	1,880円
			宮津市民テニスコート	1 面	1 時間
	放送設備		一式	1 時間	210円
	天幕		1 張	1 日	520円
	長机		1 脚	1 日	50円
	椅子		1 脚	1 日	30円
	シャワー			1 回	100円
	コインロッカー			1 回	100円

1 定期利用団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする
（シャワー、コインロッカー除く。）。

2 適用年月日

令和6年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市告示第22号

宮津市海洋つり場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋つり場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

使 用 区 分			利用料金の額
釣りを目的として使用する 場合	1人1回につき	一般	1,300円
		小学生及び中学生	600円
釣り以外を目的として使用する 場合	1人1回につき	一般	300円
		小学生及び中学生	110円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以上の者をいう。

2 適用年月日

令和6年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市告示第23号

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱（令和3年告示第87号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条—第4条関係）

区分	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
----	-------	--------	--------	-------

市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用した文化芸術活動の開催に対する支援	文化芸術活動を行う個人又は団体	市内の公園等の公共空間又は市内の空き家、店舗等を活用して補助対象者が主催する市民を対象とした文化芸術活動の発表	次に掲げる経費 (1) 事業の実施に係る会場使用料等であって市長が必要と認める経費 (2) 事業の実施に係る宣伝広告等に要する費用であって市長が必要と認める経費 (3) その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を限度とする。
---	-----------------	---	--	---

備考

- 1 同一の補助対象者（補助金の交付の対象となる団体の構成員の半数以上が同一の場合は、団体名が異なる場合でも同一の補助対象者とみなす。）が同一年度に複数の補助を受けることはできないものとする。
- 2 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成11年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、法第4条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値20mg/1以下の機能を有するものをいい、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年厚生省衛浄第34号）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する汲み取り便所の便槽をいう。
- (4) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を要する建築物の新築、増築、改築及び移転をする場合を除く。
- (5) 配管 生活排水を浄化槽本体に流入させ、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等

に放流させるために必要な菅渠、ポンプ設備及びますをいう。

第3条第2項第1号中「（昭和25年法律第201号）」を削る。

第4条中「いう。」の次に「以下「専用住宅等」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 専用住宅等における転換の場合は、別表第3の左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を限度額として前項の補助金の額に加算する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

区分	加算金限度額
単独処理浄化槽の処分に要する費用	120,000円
汲み取り便槽の処分に要する費用	90,000円
配管の設置工事に要する費用	300,000円

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市高齢者世帯浄化槽排水設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市高齢者世帯浄化槽排水設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者世帯浄化槽排水設備整備費補助金交付要綱（平成25年告示第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行う住宅の排水設備の新設工事」の次に「及び他の補助金の交付対象となる工事」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「検診」の次に「及び宮津市住民健診（健康増進法（平成14年法律第103号）第19の2の規定により市が実施する健康増進事業をいう。）」を加える。

第5条第1号中「10分の9」を「10分の8」に改め、同条第2号中「10分の8」を「10分の7」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に利用する人間ドックによる総合健康診断について適用し、同日前に利用する人間ドックによる総合健康診断については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中診療所への通院交通費（以下「交通費」という。）に係る経済的負担を軽減するために実施する府中診療所通院交通費支給事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 橋北移送サービス運営協議会が運行する橋北移送サービス（以下「橋北移送サービス」という。）を利用する場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める利用券を交付する。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、次に定める利用券の2分の1の額の利用券を交付する。

ア 日置地区在住者 1乗車当たり600円分の利用券

イ 世屋地区、養老地区又は日ヶ谷地区在住者 1乗車当たり300円分の利用券

(2) 丹後海陸交通株式会社が運行する路線バス（以下「路線バス」という。）を利用する場合は、1乗車当たり200円分の普通回数券を交付する。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助を行う者は、1乗車当たり100円分の普通回数券を交付する。

(3) 宮津市社会福祉協議会が運行する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を利用する場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める利用券を交付する。

ア 日置地区在住者 住居から府中診療所までの距離に応じ、1乗車当たり700円分の利用券又は1,000円分の利用券

イ 世屋地区、養老地区又は日ヶ谷地区在住者 1乗車当たり600円分の利用券

2 前項第1号及び第3号に掲げる場合は、その利用に係る年会費を市が負担するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日置地区、世屋地区、養老地区又は日ヶ谷地区在住者で、橋北移送サービス、路線バス又は福祉有償運送を利用して府中診療所へ通院するもの

(2) 前号に規定する者の介助を行う者

(交付申請)

第4条 交通費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市府中診療所通院交通費支給申請書（以下「申請書」という。）を当該通院に係る交通を利用する日までに市長に提出しなければならない。

(利用券等の交付)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給することが適当と認める場合は、橋北移送サービスの利用券、路線バスの普通回数券又は福祉有償運送の利用券（以下「利用券等」という。）のいずれかを申請者に交付するものとする。

2 利用券等の有効期限は、その交付の決定の日の属する年度の末日までとする。

3 利用券等の交付は、1回の申請につき24回分を上限とし、当該通院に必要な枚数を一括交付するものとする。

4 利用券等を紛失した場合は、再交付を行わない。ただし、破損又は汚損したときは、破損又は汚損した利用券等と同一枚数の利用券等と交換するものとする。

5 第2条第2項の年会費は、市長が運行事業者に直接支払うものとする。

(利用方法)

第6条 利用券等の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が橋北移送サービス、路線バス又は福祉有償運送を利用したときは、その料金は、利用券等及び現金で支払わなければならない。

(利用券等の返還)

第7条 利用者が第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかに市長に利用券等を返還しなければならない。

(不正使用等の禁止)

第8条 利用者は、利用券等を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、利用券等の返還を命じるとともに、利用券等の不正使用相当額について返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第28号

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱等を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱（令和2年告示第78号）
- (2) 宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱（令和2年告示第79号）
- (3) 宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱（令和2年告示第90号）
- (4) 宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱（令和2年告示第106号）
- (5) 宮津市事業者成長支援補助金交付要綱（令和3年告示第98号）
- (6) 宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱（令和3年告示第114号）
- (7) 宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金交付要綱（令和3年告示第142号）
- (8) 宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金交付要綱（令和4年告示第105号）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第29号

宮津市集落支援員設置要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市集落支援員設置要綱

(設置)

第1条 市長は、住民と行政の協働のもと、地域の実情や時代に対応した集落の維持及び活性化を図るため、宮津市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 支援員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた集落の維持及び活性化の対策に関すること。
- (2) 集落の在り方に関する住民同士や住民と行政の間での話合いの促進に関すること。
- (3) 集落の課題解決に向けた体制づくりに関すること。
- (4) 集落の住民等の意見集約に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集落の維持及び活性化のために市長が必要と認めること。

(身分等)

第3条 支援員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

- 2 この要綱で定めるもののほか、支援員の任用、勤務条件、報酬、社会保険その他就業に関する事項は、宮津市会計年度任用職員の例による。
- 3 支援員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市農林業振興事業補助金(昭和52年告示第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2その他特認事業の項中「農林業を営む者」を「農林業を営む者等」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成8年告示第13号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱(平成26年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「日置小学校及び養老小学校」を「府中小学校の通学区域のうち田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見、立、大西、厚垣、落山、藪田の各自治会の区域及び日置小学校」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和6年4月1日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
READYFOR株式会社	東京都千代田区一番町8

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

寄附金

————— * * * —————

宮津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
READYFOR株式会社	東京都千代田区一番町8

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

寄附金

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和6年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 天橋立文珠繁栄会 会長 幾世 健史

住所又は事務所の所在地 <省略>

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

天橋立ターミナルセンター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和6年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 公益社団法人京都府獣医師会
住所又は事務所の所在地 京都市下京区西七条掛越町65番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年4月1日

* * *

宮津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
小 田 浩 貴	<省 略>
芦 田 伸 一	<省 略>

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年4月1日

* * *

宮津市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社富田	宮津市字本町 1011 番地
有限会社島崎元水堂	宮津市字魚屋 883 番地の 1
有限会社梅徹商店	宮津市字魚屋 941 番地
天橋立市場株式会社	宮津市字漁師 1775 番地の 26
武 田 利代子	宮津市字杉末 1515 番地
三 輪 修	宮津市字蛭子 1127 番地
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地
河 島 富雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
株式会社じょうけ	宮津市字惣 382 番地の 3
ファミリーマート 宮津天橋立インター店 店長 吉 田 真 也	宮津市字宮村 1056 番地の 1
株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店 店長 吉 井 秀 和	宮津市字宮村 1203 番地
株式会社山本金物店	宮津市字波路 2170 番地

株式会社小野澤商店	宮津市字波路町 2329 番地
株式会社イナヨー	宮津市字獅子崎 123 番地の 6
三丹商事株式会社	宮津市字獅子崎 144 番地の 35
ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一	宮津市字由良 219 番地
熊 田 祐 子	宮津市字由良 2131 番地
小 西 義 光	宮津市字由良 2536 番地
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
株式会社黒岡	宮津市字須津 748 番地の 1
橋 本 英 一	宮津市字須津 145 番地の 1
山 下 大 輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
羽 渕 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地
内 藤 博 子	宮津市字溝尻 399 番地
島 崎 幹 朗	宮津市字大島 200 番地
嶋 崎 忠 義	宮津市字大島 465 番地
株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店 店長 森 戸 祐 喜	与謝郡与謝野町字男山 227 番地
株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店 店長 塩 谷 啓 太	与謝郡与謝野町字石川 454 番地の 1
株式会社にしがき	京丹後市大宮町口大野 88 番地
京都生活協同組合丹後支部	京丹後市大宮町河辺 3677 番地
株式会社向陽	舞鶴市字森駒谷 58 番地の 12
株式会社さとう	福知山市東野町 1 番地福知山東野ビル
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市綿町 104 番地
株式会社ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

— * * * —

宮津市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
河 島 富 雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
富 田 久 雄	宮津市字吉原 2552 番地の 1
本 間 泉	宮津市字喜多 1157 番地
松 岡 照 幸	宮津市字喜多 2260 番地の 2
河 島 紘 三	宮津市字上司 505 番地
山 下 大 輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
羽 渕 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地

内 藤 博 子

宮津市字溝尻 399 番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年4月1日

* * *

宮津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
市府民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年4月1日

* * *

宮津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社ソラスト北近畿支社
住所又は事務所の所在地 京都府福知山市篠尾新町 1 丁目 77-2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市休日応急診療所における診療費等
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 YMSほりかわ
住所又は事務所の所在地 <省 略>
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市由良診療所における手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 文珠自治会 会長 山 崎 勉
住所又は事務所の所在地 <省 略>
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市営天橋立駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社富士ダイナミクス 西日本営業所
取締役西日本営業所長 小坂田 弘 也
住所又は事務所の所在地 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市営宮津駅前駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人宮津市民実践活動センター	宮津市字浜町 3000 番地
特定非営利活動法人天橋作事組	宮津市字宮村 1123 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市史等頒布収入

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者の権限に属する事務の一部を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 月 3 月 31 日まで出納員へ、出納員の当該事務の一部を分任出納員へ委任したので、同項の規定により告示する。

なお、平成28年告示第63号（会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任）は、廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
会計課	会計課 会計係長	会計課に所属する職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管
総務部 総務課		総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
総務部 消防防災課		消防防災課に所属する職員	行政財産占用料（消防車庫敷地の上空）の収納 コピー使用料相当額の収納 設計図書交付料の収納
企画財政部 財政課		財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納 火葬場使用料の収納
企画財政部 移住定住・魅力発信課		移住定住・魅力発信課に所属する職員	宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
市民環境部 市民環境課		市民環境課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納 ラジコン草刈り機等使用料相当額の収納

市民環境部 税務・国保課	税務・国保課に所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等（府民税・森林環境税を含む。）の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納
健康福祉部 健康・介護課	健康・介護課に所属する職員	介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 がん検診等費用徴収金の収納 宮津市休日応急診療所に係る医療費自己負担分の収納
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納
健康福祉部 子ども未来課	子ども未来課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納
産業経済部 商工観光課	商工観光課に所属する職員	宮津まちなか地域振興拠点施設立体駐車場使用料の収納
産業経済部 農林水産課	農林水産課に所属する職員	漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納
建設部 土木管理課	土木管理課に所属する職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納
建設部 都市住宅課	都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納 都市計画証明手数料の収納

建設部 上下水道課	上下水道課 に所属する 職員	設計図書交付料（上下水道事業分を除く。）の収納 コピー使用料相当額（上下水道事業分を除く。）の収納 設計審査手数料（上下水道事業分を除く。）の収納
教育委員会事務局 学校教育課	学校教育課 に所属する 職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納 家庭学習用通信費の収納
教育委員会事務局 社会教育課	社会教育課 に所属する 職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の収納 宮津市史等頒布収入の収納
教育委員会事務局 図書館	図書館に所 属する職員	コピー使用料相当額の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納
議会事務局 議事調査課	議事調査課 に所属する 職員	行政視察受入費用の収納

* * *

宮津市告示第47号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和6年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和6年4月1日から令和6年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民環境部税務・国保課税務係（本館1階）

* * *

宮津市告示第49号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8

条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 飯 尾 浩 行
変更後 小田宿野自治会 会長 中 島 太
- 3 変更日
令和6年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 奥 野 貞 男
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 矢 野 誠 一
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第52号

宮津市人材育成事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市人材育成事業補助金交付要綱を廃止する要綱
宮津市人材育成事業補助金交付要綱（平成4年告示第5号）は、廃止する。
附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第53号

宮津市地域会議等活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域会議等活動支援事業補助金交付要綱

宮津市地域会議補助金等交付要綱（平成19年告示第88号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、持続可能で豊かな共創のまちづくりを推進するため、地域住民により設置される地域会議及び地域団体（以下「地域会議等」という。）が取り組む地域課題の解決及び本市への移住の促進に資する取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）地域会議 次のいずれにも該当する会議体であって、あらかじめ宮津市地域会議設立届出書を市長に提出したものをいう。

ア 地域における課題の解決やまちづくり活動等について協議、企画立案等を行うものであること。

イ 複数の自治会の区域を対象としていること。

ウ イの区域に所在する自治会、ボランティアグループその他住民で組織された団体の代表者等により構成されたものであること。

（2）地域団体 京都府移住促進及び移住者等活躍推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年京都府告示第 142 号）第 2 条第 1 号に規定する地域団体をいう。

（3）活動地域 地域会議等が主体的に活動する区域をいう。

2 前項第 1 号の届出を行った地域会議は、その届出事項に変更が生じたときは速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、地域会議等（複数の活動地域において、地域会議等が連携する取組（以下「連携事業」という。）の場合にあっては、その取組の主たる地域会議等）とする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域会議等が地域課題の解決、移住の促進又は移住者等が活躍することができる地域づくりに取り組む事業とする。ただし、連携事業にあっては、その連携する全ての地域会議等が当該年度にこの補助金の交付決定を受けている場合に限る。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費から補助対象事業による収益、国、府等の助成金等及び次に掲げる経費を除いた額とする。

（1）地域会議等の運営に係る経常的な経費

（2）人件費

（3）地域会議等の構成員に対する経常的な報償費

（4）食糧費

（5）不動産の取得費及び補償費

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と認められる経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(当該額に1,000円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、15万円(地域団体のうち、複数の地域会議の活動地域をその区域とするものは、その地域会議の数に15万円を乗じて得た額)を限度とする。

2 補助金の交付は、一活動地域につき各年度に1回を限度とする。ただし、連携事業にあつては、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域会議等は、規則第4条の規定により宮津市地域会議等活動支援事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市地域会議等活動支援事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市地域会議等活動支援事業補助金実績報告書を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市地域会議設立届出書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(積立金の処分に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日において、この要綱による改正前の宮津市地域会議補助金等交付要綱第9条第1項ただし書の規定による積立金がある地域会議は、当該積立金を令和7年3月31日までに市長に返還しなければならない。ただし、地域会議の運営のため、積立金を返還することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

— * * * —

宮津市告示第54号

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱(平成24年告示第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1空家等活用推進事業の項中「登録の」を「登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

— * * * —

宮津市告示第55号

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和5年告示第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第6条第1項中「3月1日」を「1月1日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第56号

宮津市こども家庭センター設置要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市こども家庭センター設置要綱

(設置)

第1条 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項の規定に基づき、宮津市役所健康福祉部に、宮津市こども家庭センター(以下「センター」という。)を設置する。

(センターの業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(宮津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 宮津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱(平成28年告示第90号)は、廃止する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第57号

宮津市1か月児健康診査費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市1か月児健康診査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児の疾病及び異常を早期に発見し、適切な支援につなげるため、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児が受診する健康診査(以下「1か月児健診」という。)に要する費用(以下「健診料」という。)に係る経済的負担の軽減を図る1か月児健康診査費用助成事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、出生後、初めて受けた1か月児健診(乳児が長期入院その他やむを得ない事情により、当該期間以後に乳児が受診する健康診査を含む。)であって、次の各号に掲げる内容に係る健診料に対し、助成金を交付するものとする。ただし、助成金の交付は、事業の対象となる者(以下「対象者」という。)に係る乳児一人につき1回とする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- (6) その他育児上問題となる事項

(対象者)

第3条 対象者は、1か月児健診の受診日において本市に住所を有し、1か月児健診を受けた者の保護者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、健診料のうち、1か月児健診の受診日における市と一般社団法人京都府医師会との間で締結する1か月児健康診査業務に係る委託契約に定める委託単価と実際に要した額のいずれか少ない方の額とする。

(受診券の交付等)

第5条 市長は、本市に住所を有する妊婦に対し、当該妊婦が出産予定の子一人につき、宮津市1か月児健康診査受診券(以下「受診券」という。)を1枚交付する。

2 対象者は、市が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)で1か月児健診を受けるときは、当該指定医療機関に受診券を提出するとともに、母子健康手帳を提示しなければならない。

3 受診券は、第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

4 受診券を紛失し、又は棄損したため、その再交付を受けようとする対象者は、受診券再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(助成の方法)

第6条 指定医療機関で1か月児健診を受診した場合には、市長は、助成金の額の限度において、当該対象者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり、当該指定医療機関に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し、助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の請求等)

第7条 前条以外の方法により助成金を受けようとする者は、宮津市1か月児健康診査料助成金交付申請書に健診料に係る領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1か月児健診を受けた者の出生の日から4月を経過する日までの間に行わなければならない。ただし、乳児が長期入院その他やむを得ない事情により、1か月児健診の当該期間以後に乳児が健康診査を受診した場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市1か月児健康診査料助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に出生した子について適用する。

* * *

宮津市告示58号

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市産後ケア事業実施要綱(平成30年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第1条中「産後直後に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図るとともに児童虐待の未然防止を目的として実施する」を「母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項の規定により、出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対し、心身のケ

ア、育児のサポート等を行う」に改める。

第2条第1項中「、母子への心身のケアを実施するとともに、今後の育児に資する保健指導等を」を削り、同項第1号中「保健指導等」を「産後ケア（母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケアをいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「保健指導等」を「産後ケア」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）居宅訪問型（受託事業者が母子の自宅を訪問し、産後ケアを行う事業をいう。以下同じ。）

第2条第2項を次のように改める。

2 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）保健指導及び授乳指導
- （2）産婦に対する療養上の世話
- （3）心理的ケア及びカウンセリング
- （4）育児に関する指導及びサポート
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条第1項を次のように改める。

事業の利用期間及び利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）短期入所型 7日間以内
- （2）通所型 7回以内
- （3）居宅訪問型 7回以内

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由により必要と認める場合は、必要最小限の範囲で利用期間を延長し、又は利用回数を増やすことができる。

第4条第1項中「母親」を「産婦」に、「次の各号のいずれにも該当するもの」を「産後ケアを必要とする者」に改め、同項各号を削る。

第7条を次のように改める。

（事業の委託）

第7条 市長は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の4に規定する実施基準のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たし、適切な事業運営が確保できると認められる病院等に事業を委託するものとする。

（1）短期入所型及び通所型

ア 事業を安全かつ快適に提供できる施設及び設備を備えていること。

イ 利用者に対する食事の提供ができること。

ウ 第2条第2項に規定する事業の内容を提供できること。

エ 本市との適切な連絡体制が確保できること。

オ 当該事業に従事する助産師、保健師又は看護師を24時間体制で1名以上配置できること。

（2）居宅訪問型

ア 第2条第2項に規定する事業の内容を提供できること。

イ 本市との適切な連絡体制が確保できること。

第8条に次の1号を加える。

（3）居宅訪問型

ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する母子 1日につき600円

イ ア以外の世帯に属する母子 1日につき4,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 か い

宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

宮津市職員の職名に関する規程（昭和33年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び宮津市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第 8 号）第 1 条の規定により採用する市長の事務部局に属する職員」を削る。

第 2 条中「次長」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 か い

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 部長等共通専決事項の表第 5 項中「所属課長」を「所属職員（主幹に限る。）及び所属課長」に改め、同表中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 所属職員（主幹に限る。）の時間外勤務、特殊勤務、週休日の振替、時間外勤務代休時間等に関する事。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般
各 か い

宮津市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市職員服務規程の一部を改正する規程

宮津市職員服務規程（平成 5 年訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「次長」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 4 号

庁中一般

各 か い

宮津市広報事務取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市広報事務取扱規程を廃止する規程

宮津市広報事務取扱規程（昭和60年訓令甲第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

宮津市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和6年3月14日付け宮農委第71号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 6 年 3 月 20 日

至 令和 6 年 4 月 9 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

＊ ＊ ＊

宮津市公告第13号

宮津市任期付職員採用試験【幼稚園教諭】合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

K 6 0 0 2

＊ ＊ ＊

宮津市公告第14号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく。）

第2期 11歳以上13歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回3回（20日以上の間隔）

第1期追加1回（初回接種終了後6月以上の間隔）

第2期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加（四種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	第1期初回・追加（三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風）	第2期（二種混合：ジフテリア・破傷風）	不活化ポリオ
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○			
中 村 智 樹					
東 信 之					
石 黒 稔					
中 山 雅 臣	中川医院	○	○	○	○
中 川 長 雄					
中 川 嘉 洋					
中 川 嘉 洋					
浪 江 和 生	浪江医院	○	○	○	○
今 井 敏 雄					
上 川 浩 美	養老診療所	○	○	○	○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
榑 原 毅 彦					
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○	○
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○	○
藤 本 美智子					
大 森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○	○
	本庄診療所				

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市公告第15号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 抗体検査の対象者の範囲
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
- 3 予防接種の対象者の範囲
第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 明らかな発熱を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 5 接種回数 第1期 1回
第2期 1回
第5期 1回
- 6 自己負担金 無料
- 7 検査・接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・ 接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体 検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院	○		○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○		○
中 村 智 樹				
東 信 之				
石 黒 稔				
中 山 雅 臣				
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院		○	
今 井 敏 雄				
西 原 寛	西原医院	○		○
上 川 浩 美	養老診療所	○	○	○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○
榊 原 毅 彦				

宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○
大 森 斎	大森内科診療所		○	
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○
	本庄診療所			

8 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市公告第16号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、20歳未満の者）

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上の間隔）

第1期追加1回（初回接種終了後6月以上の間隔）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○
上 川 浩 美	養老診療所	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院		○

中 川 長 雄	中川医院	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○
今 井 敏 雄			
西 原 寛	西原医院		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○
榑 原 毅 彦			
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○
山 根 行 雄	山根医院	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○
藤 本 美智子			
大 森 斎	大森内科診療所	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○
	本庄診療所		

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市公告第17号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所

中川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

— * * * —

宮津市公告第18号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回（27日以上の間隔）
追加1回（初回接種終了後60日以上の間隔、かつ、生後12月に至った日以降）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック

堀川 義治	宮津市由良診療所
榊原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

————— * * * —————

宮津市公告第19号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ヒトパピローマウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

(2) 平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれ的女子で、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを未接種の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合

3回（1月の間隔において2回接種した後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔）

(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合

3回（1月以上の間隔において2回接種した後、2回目の注射から3月以上の間隔）

(3) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合

・ 1回目の接種を12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間に受ける場合
2回（5月以上の間隔）

・ 1回目の接種を15歳以上から高校1年生になる年度の末日までで受ける場合

3回（1月以上の間隔において2回接種した後、2回目の注射から3月 以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
東 信之	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	中川医院
中 川 長 雄	
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
宮 地 高 弘	宮地医院
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

———— * * * ————

宮津市公告20号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 2回（3月以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市公告第21号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 B型肝炎

2 予防接種の対象者の範囲

1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回2回（27日以上の間隔）
 追加1回（第1回目の注射から139日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

— * * * —

宮津市公告第22号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
 出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
 出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
- ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。

- ア 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者
 イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者
 ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
- (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
 2回（27日以上の間隔）
 (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
 3回（27日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
	日置診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

———— * * * ————

宮津市公告第23号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が 65 歳の者
 - (2) 接種日において、60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者に該当する者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1 回
- 5 自己負担金 3,000 円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
東 信 之	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	中川医院
中 川 長 雄	
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
宮 地 高 弘	宮地医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
西 憲 義	に消化器内視鏡クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック

矢野 裕太郎	与謝野町立国保診療所
石野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市公告第24号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲 1歳に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接種期日	
令和6年4月16日(火)	令和6年10月15日(火)
令和6年5月21日(火)	令和6年11月19日(火)
令和6年6月18日(火)	令和6年12月17日(火)
令和6年7月16日(火)	令和7年1月21日(火)
令和6年8月20日(火)	令和7年2月18日(火)
令和6年9月17日(火)	令和7年3月18日(火)

* * *

宮津市公告第25号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条及び第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく。)
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回(20日以上の間隔)
 - 第1期追加1回(初回終了後6月以上の間隔)

第2期追加1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期初回・追加（五種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ感染症）	第2期（二種混合：ジフテリア・破傷風）
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○	
中 村 智 樹			
東 信 之			
石 黒 稔			
中 山 雅 臣	中川医院	○	○
中 川 長 雄			
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○
今 井 敏 雄			
上 川 浩 美	養老診療所	○	○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○
榑 原 毅 彦			
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○
山 根 行 雄	山根医院	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○
藤 本 美智子			
大 森 斎	大森内科診療所	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○
	本庄診療所		

7 予防接種を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第3号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和6年4月1日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮下水道指定第148号

- (1) 名 称 安井建創株式会社
- (2) 所 在 地 与謝野町字石川462番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 安 井 建 吾
- (4) 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和10年12月31日

————— * * * —————

宮津市上下水道告示第4号

宮津市水洗便所改造資金融資要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎 雅文

宮津市水洗便所改造資金融資要綱を廃止する要綱

宮津市水洗便所改造資金融資要綱（令和2年水道告示第5号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

————— * * * —————

《規程》

宮津市上下水道事業管理規程第1号

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎 雅文

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ア中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議 会

《規則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市議会議長 長 本 義 浩

宮津市議会規則第1号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条後段中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「略って」に改め、同条第4項中「附ける」を「付ける」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終ら」を「終わら」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終ら」を「終わら」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第27条中「(」を「((」に、「)」を「))」に改める。

第29条中「議員は」の次に「、議長の指示に従って」を加え、「投票を備え附けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「(」を「((」に、「)」を「))」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終ら」を「終わら」に、「(」を「((」に、「)」を「))」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当って」を「当たって」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を禁止」を「、発言を禁止」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第59条中「終ら」を「終わら」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はから」を「諮ら」に改める。

第64条第1項中「第56条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の終結）」を「第56条（（質疑の回数））及び第60条（（質疑又は討論の終結））」に改め、同条第2項中「(」を「((」に、「)」を「))」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「探ろう」に改める。

第69条中「附ける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「探ろう」に改め、同条第2項中「とら」を「探ら」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）」を「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）」に改める。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とら」を「探ら」に改める。

第77条第1項中「とら」を「探ら」に改め、同条第2項後段中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条、第82条及び前条」を「第81条（公述人の発言）、第82条（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第85条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第87条中「（」を「（（」に、「）」を「）」に改める。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第96条ただし書及び第99条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第110条中「終った」を「終わった」に改める。

第111条中「附け」を「付け」に改める。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第118条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第119条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第121条中「終ら」を「終わら」に改める。

第122条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条第6項中「はかり」を「諮り、」に改める。

第127条中「第1章」を「、第1章」に改める。

第128条中「とろう」を「探ろう」に改める。

第130条中「附ける」を「付ける」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「探ろう」に改め、同条第2項中「とら」を「探ら」に改める。

第132条第1項中「とる」を「探る」に改める。

第134条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第135条中「第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項」を「第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで及び第32条（選挙結果の報告）第1項」に改める。

第137条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とら」を「探ら」に改める。

第138条第1項後段中「とる」を「探る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「探る」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に、「請願書」を「、請願書」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第149条中「(」を「((」に、「)」を「))」に改める。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて決める」を「諮って定める」に改める。

第160条第2項ただし書中「(」を「((」に、「)」を「))」に改める。

第161条中「(」を「((」に、「)」を「))」に、「ことは」を「ことが」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第163条中「こえる」を「超える」に改める。

第168条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会

《規 則》

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則（平成3年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

1 小学校の項の表府中小学校の項中「国分」の次に「、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見、立、大西、厚垣、落山、藪田」を加え、同表養老小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則

宮津市スクールバス運行規則（平成25年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「日置小学校及び養老小学校」を「府中小学校及び日置小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市立学校使用条例施行規則（昭和57年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表屋外運動場の夜間照明灯の項中「養老小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 4 号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立幼稚園管理に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「編制し」を「編制することを原則とし」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 5 号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 4 項中「には」の次に「、事務局に主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

令和 6 年第 4 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 6 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 6 年 3 月 7 日（木）午前 9 時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 5 号

令和 6 年第 5 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 18 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 1 時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階第 4 コミュニティルーム）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 6 号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第 7 条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人天橋作事組

代表者 理事長 大 村 利 和

所在地 宮津市字宮村1123番地

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

観覧

区 分	個 人 (1人1回につき)	団 体 (1人1回につき)
一般	300円	250円
小学生及び中学生	200円	150円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 団体とは、15人以上のものをいう。
- 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。
- 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅を観覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区 分	個 人 (1人1回につき)
一般	250円
小学生及び中学生	150円

使用

区 分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全 日 (午前9時から午後5時まで)	2,400円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで)	1,200円
茶室(水屋及び二畳を含む。)	全 日 (午前9時から午後5時まで)	5,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで)	2,800円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 適用年月日

令和6年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭和43年教委規則第1号)第5条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から午後10時まで	午前8時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	3,140円	1,040円	1,250円
	全面を使用する場合	6,280円	2,080円	2,500円
小 会 議 室		2,510円	830円	1,040円
談 話 室		1,360円	520円	620円
和 室		2,200円	730円	830円
体 験 学 習 室		2,510円	830円	1,040円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体(1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。)が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用場所及び区分			利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
			午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで
大会議室	2 分の 1 を使用する場合	冷房料	2, 200円	730円	830円
		暖房料	2, 200円	730円	830円
	全面を使用する場合	冷房料	4, 400円	1, 460円	1, 660円
		暖房料	4, 400円	1, 460円	1, 660円
小 会 議 室		冷房料	1, 880円	620円	730円
		暖房料	1, 880円	620円	730円
談 話 室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和 室		冷房料	1, 670円	520円	620円
		暖房料	1, 670円	520円	620円
体 験 学 習 室		冷房料	1, 880円	620円	730円
		暖房料	1, 880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	平日	22,620円	8,170円	11,310円
	土曜日、日曜日及び休日	27,650円	10,050円	13,820円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。

- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に係る利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	4,200円	1,630円	2,260円
	土曜日、日曜日 及び休日	5,130円	2,010円	2,760円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール		6,280円	2,080円	2,500円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	冷 房 料	20,950円	8,380円	8,380円
	暖 房 料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間
	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用	4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞 台 設 備	金屏風	1 双	1,570円	
	グランドピアノ	1 台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1 台	520円	
	司会者演台	1 台	310円	
	花台	1 台	100円	
	指揮者台	1 台	310円	
	指揮者譜面台	1 台	310円	
	奏者譜面台	1 台	100円	
	映写スクリーン	一式	830円	
	地がすり	1 枚	520円	
	毛せん	1 枚	310円	
照 明 設 備	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1列
	照明(A)セット	一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット	一式	5,230円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列
	サスペンションライト	1 灯	100円	
	ホリゾンライト	1 列	1,040円	ロア又はアッパー
	シーリングライト	1 列	1,040円	

音響設備	フロントサイドライト		一式	1,040円	
	ピンスポットライト		1台	730円	
	音響基本セット		一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	チャンネル		1チャンネル	1,040円	回線料(PC、ビデオ音声等出力含)
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	830円	
		ワイヤレス	1本	830円	
	マイクスタンド		1本	100円	
	レコーダー	カセットテープ	1台	1,570円	
		ミニディスク	1台	2,090円	
映像設備	コンパクトディスクプレーヤー		1台	1,570円	
	モニタースピーカー		各1台	1,040円	固定式又は可動式
	スクリーン		一式	830円	可動式
	ビデオプロジェクター		1台	3,350円	
	オーバーヘッドカメラ		1台	1,570円	
持込器具	ビデオテープデッキ		1台	1,040円	DVDプレーヤー一体型
			1kw	310円	

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の附属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各1台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット(ボーダーライト1列)の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和6年4月1日

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程（平成19年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育次長」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務決裁規程（平成 3 年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び担当課長」を「、担当課長及び宮津市立図書館の館長（以下「図書館長」という。）」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 課長等 宮津市教育委員会基本規則(昭和 31 年教委規則第 4 号)第 24 条第 3 項に規定する課長及び図書館長をいう。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「課長」を「課長等」に改め、同条第 2 項中「課長」を「課長等」に改める。

第 7 条中「課長」を「課長等」に改める。

第 8 条第 1 項中「課長が」を「課長等が」に改める。

別表第 1 第 5 項中「所属課長」を「所属職員（主幹に限る。）及び課長等」に改め、同表中第 10 項を第 11 項とし、第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 所属職員（主幹に限る。）の時間外勤務、特殊勤務及び週休日の振替等に関する事。

別表第 2 中「課長共通専決事項」を「課長等共通専決事項」に改め、同表に次の表を加える。

図書館長専決事項

- 1 図書館の施設の管理に関する事。
- 2 図書及び資料の貸出し及び閲覧の決定に関する事。
- 3 軽易又は定例的な講座、講演会その他図書館の事業の実施に関する事。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 主幹は、教育次長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。

第3条学校教育課学校教育係の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条社会教育課社会教育係の項中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市内の高校との連携及び協働の推進に関すること。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市教育委員会教育長訓令甲第4号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する要領

宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成 29 年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「、教育支援センター及び放課後児童クラブ」を「及び教育支援センター」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

宮津市監査公表第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第14項の規定により併せて公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌
宮津市監査委員 松 本 隆

令和 5 年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 2 月 9 日まで

3 監査の方法等

令和 4 年度に執行された財務に関する事務及び市の事務について、総務部、市民環境部、産業経済部、教育委員会事務局及び農業委員会事務局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の意見及び結果

- (1) 意見 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、文書管理規程等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁過程によるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

- (2) 結果 「定期監査結果に対する措置状況」のとおり

■令和 5 年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率は基準内にあるが、このうち将来負担比率は、前年度に引き続き改善した（R3：178.2%⇒R4：158.6%）ものの、令和 3 年度府内市町村の平均値（47.5%）と比較しても依然として突出した比率であるため、より一層の財政健全化を推進された。

2 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和 4 年度に執行された業務委託、指定管理、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等 局 等		事 務 事 業 の 件 数						合 計
		業務委託	指定管理	工 事・ 修 繕	補助金・ 交付金	貸付金	土地建物の貸付	
市長 部 局	総 務 部	61	1	3	16			81
	市民環境部	61		12	16			89
	産業経済部	42	2	6	35			85
小 計		164	3	21	67	0	0	255
選挙管理委員会								0
教 育 委 員 会		60	1	10	22		39	132
農 業 委 員 会		4						4
合 計		228	4	31	89	0	39	391

3 契約事務について

(1) 契約状況

① 業務委託について

○ 監査対象とした業務委託 228 件の契約方法は、指名競争入札 18 件(7.9%)、随意契約 210 件(92.1%) で、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—
指 名 競 争 入 札	18	7.9
随 意 契 約	210	92.1
計	228	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託	
	件数(件)	構成比(%)
10 万円以下	33	14.5
10 万円超 50 万円以下	78	34.2
50 万円超 100 万円以下	23	10.1
100 万円超 500 万円以下	66	28.9
500 万円超 1,000 万円以下	12	5.3
1,000 万円超	16	7.0
計	228	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○ 指名競争入札 18 件の入札者数は次のとおりであった。

○ 随意契約による 210 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分	契約 件数	入札・見積者数			
		省略	1 者	2 者	3 者以上

条件付一般競争入札					
指 名 競 争 入 札		18			17
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨) 第1号 予定価格が範囲内	95	1	71	16
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	109	1	105	1
	第3号 福祉団体等との契約	2		2	
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約				
	第5号 緊急の必要により				
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1	
	第7号 時価に比して著しく有利な価格				
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	3		3	
	第9号 落札者が契約しないとき				
	小 計	210	2	182	17
計		228	2	182	34

② 工事・修繕について

○ 工事・修繕 31 件の契約方法は、指名競争入札 5 件(16.1%)、随意契約 26 件(83.9%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等	
	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—
指 名 競 争 入 札	5	16.1
随 意 契 約	26	83.9
計	31	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	10	32.3
50 万円超 130 万円以下	10	32.3
130 万円超 300 万円以下	6	19.3
300 万円超 1,000 万円以下	5	16.1
1,000 万円超 5,000 万円以下		
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下		
1 億 5,000 万円超		
計	31	100.0

○ 指名競争入札 5 件の入札者数は、次のとおりであった。

○ 随意契約 26 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分ごとの見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分	契約	入札・見積者数
---------	----	---------

	件数	省略	1者	2者	3者以上
条件付一般競争入札					
指名競争入札	5				5
(167条の2第1項各号の要旨)					
第1号 予定価格が範囲内	16		6	1	9
第2号 その性質目的が競争入札に適さない	8		6		2
第3号 福祉団体等との契約					
第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
第5号 緊急の必要により	1		1		
第6号 競争入札に付することが不利	1		1		
第7号 時価に比して著しく有利な価格					
第8号 競争入札に付し入札者がいない					
第9号 落札者が契約しないとき					
小 計	26		14	1	11
計	31		14	1	16

(定期監査結果に対する措置状況)

3 契約事務について

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

監査の結果	措置の内容 (回答)
文書事務については、年度当初に原議書等の様式やその記載例が示され、令和3年度までは庶務担当係長会議、令和4年度は課長会議で説明されるなど適正な処理について徹底が図られているところである。 しかしながら、契約関係書類等において、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ、記載誤り、適用条項の誤り等のほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れ等、課長会議等により指示された適正な事務処理がなされていない事例も少なからず見受けられた。 文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底、内部統制の更なる強化とともに、DXの推進による効率化も図りつつ、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を強く望むものである。	不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、グループウェア等のツールも活用しながら職場内で認識共有し、適正な事務処理に努めます。 文書事務の遂行に当たっては、職員一人一人が取り扱う媒体が紙・デジタルデータの別を問わず市民共通の情報資産であるという意識をもって事務遂行できるよう全職員向けの情報取り扱い研修等を通じて意識向上を図ってまいります。

② 随意契約について

監査の結果	措置の内容 (回答)
随意契約による契約は、業務委託が92.1% (210件)、工事・修繕が83.9% (26件)と大部分となっており、さらに、業務委託の86.7% (182件)、工事・修繕の53.8% (14件)が一者随意契約で行われている。 随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合	随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るととも

にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されたい。特に一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう要望する。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により性質又は目的が競争入札に適しないことを理由としながら、複数業者から見積徴取している事例が見受けられた。同号は相手方が特定される場合の随意契約理由であり、選定業者が複数あるならば競争入札とすべきである。令和5年度当初に全庁に通知されたところではあるが、地方自治法施行令に規定する契約方法等についての考え方をよく理解の上、契約事務に臨まれたい。

に、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

③ 入札について

監査の結果	措置の内容（回答）
郵便入札については、令和2年度から運用を開始され、その件数も増加してきているところであるが、次の事例が見受けられた。 ・ 予定価格を事前に公表していないにもかかわらず、予定価格を超えた入札を失格としている。 ・ 入札書の郵送必着日が定められ、期限までに到達しなかったときは無効又は失格とされているが、入札結果報告書に添付の入札書の日付及び受付印はいずれも期限より遅く、他に証拠がないため無効又は失格とも解釈できる。 ・ 開札にあたり、開札立会希望者2人以上又は入札事務関係外職員が立ち会わなければならないが、入札結果報告書に立会人の記名押印がない。 郵便入札に係る実施要領や様式は示されているところであるが、加えて記載例や取扱いを示すなど、全庁的に適正な処理がなされるよう周知を図られたい。	予定価格を事前公表していないとき、予定価格を超えた場合は、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直しています。 また、郵便入札に関しましては、到達した封書に確実に受付印を押印し、到達日が明確になるようにすることとし、その他の指摘事項についても、改善に向けて理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

④ 契約関係事務について

監査の結果	措置の内容（回答）
○ 予定価格調書について、次の事例が見受けられた。 ・ 入札であるにもかかわらず「見積書比較価格」と記載されている。逆に、見積徴取にもかかわらず「入札書比較価格」と記載されている。 ・ 消費税を含めた見積依頼をしているにもかかわらず、予定価格調書に消費税相当額を除いた金額の見積書比較価格が定められている。 ○ 見積結果報告書及び採用決定通知書の採用金額の説明文について、消費税額を加算する場合、税込の場合、単価契	○ 予定価格調書 指摘事項につきまして、不適切な事務処理の根絶に向け、職員間で十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。 ○ 見積結果報告書及び採用決定通知書 見積依頼をする際、見積金額は

約の場合の使い分けが適当でない事例が見受けられた。

- 業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について、必要であるのに削除されていたり、毎月の業務ではないのに「毎月業務を完了したときは」と定めている事例が見受けられた。

- 契約書に貼付されている印紙について、税額の区分を誤っている事例が見受けられた。

- 完了検査において、次の事例が見受けられた。

- ・ 契約書に定める書類が提出されていない。
- ・ 竣工検査書の検査職員意見が記入されていない。
- ・ 立会検査を行うことが出来ない場合を除き、原則、発注者側の立会人を1人置いて検査を行うこととされているが、検査調書の発注側立会人の欄に記入がない。

予定価格の設定について、各課で取り扱いがまちまちであることから、標準的な様式のほか税込金額の場合や入札書比較価格を千円止めする場合の記載例を示すなど、取り扱いについて統一されるよう周知を図られたい。

また、契約関係事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。

税込か税抜かを設定しているにも関わらず、その設定が見積結果報告書及び採用決定通知書に活かされていない状況であり、改めて不適切な事務の根絶に向け、職員間で十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。

- 業務完了報告書等

指摘事項につきまして、業務実態に合うように、業務完了報告書として提出を求める書類の記載を削除せず、また、一括業務であるにもかかわらず、毎月業務といった記載により業務内容と契約事項に齟齬が生じていることから、これら不適切な事務の根絶に向けて、十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。

- 収入印紙（契約書に添付）

契約書内容に基づく文書の種類と契約金額に基づく印紙税額を十分にチェックするよう、職員間理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図ります。

- 完了検査

契約相手方に提出させる書類を確認し、竣工検査書には職員意見を必ず添えて検査調書を作成する。また検査調書における発注者立会（確認）を必ず実施し、記名する。業務等の完了による支出行為であることを念頭に入れ、一連の検査手続きを適切に行うよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。

4 補助金・交付金について

監査の結果	措置の内容（回答）
89 件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部において実績報告書に領収書又は確認記録あるいは団体の監査報告書が添付されていないなどの不備が見受けられ	補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精

た。
令和 5 年度当初にも全庁的に通知がなされているが、今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。

査することとし、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

5 滞納整理について

監査の結果	措置の内容（回答）
財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和 3 年度に滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられた。 令和 5 年度においては、私債権担当職員の研修会参加及び報告会の実施、滞納処分の実務に係る研修会の開催、債権ごとの徴収目標の設定、債権管理事務に係る担当者意見交換、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実につながっており、今後においても大きな期待を寄せているところである。 また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。 今後も引き続き充実した取組の展開を期待するとともに、債権管理条例の早期制定などについても研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。	法令等に基づく督促状の確実な発送、定期的な催告書や法的措置への移行予告通知の発送など適正な債権管理の実施により滞納繰越の抑止に努めるとともに、悪質な私債権滞納者には裁判所への法的手続きを行うなど厳正に対処してまいります。 併せて、経常的な研修会への参加等により債権担当者の専門知識の向上を図るとともに、各債権の取組状況や成果等を共有し全庁一体となって徴収強化に取り組みます。 また、これら滞納対策による一定の成果を勘案し、「債権管理条例」の早期制定に向け研究を進めてまいります。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 7 日

宮津市農業委員会

会 長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 6 年 3 月 14 日(木) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 11 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 12 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第 13 号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について